五島市イメージキャラクター　使用許可申請マニュアル

●五島市イメージキャラクターのイラストの使用する場合には、本マニュアルに沿って申請をお願いします。

「ごとりん」

頭には、市の花木「ヤブツバキ」を載せ、さらに歴史的価値の高い五島の教会群にちなんでベールをかぶっています。
青いステンドグラスのようなペールの裾は、五島の美しい海を表現しています。

「バラモンちゃん」

五島に古くから伝わる大凧「バラモン凧」がモチーフ

「つばきねこ」

性別はヒミツ。五島市出身で、現在3歳。尻尾が曲がっているのが特徴。好きな食べ物は、うどんとカンコロ餅。ビニール袋をガサガサするのが大好き。

1　申請手続きについて

●申請の流れ

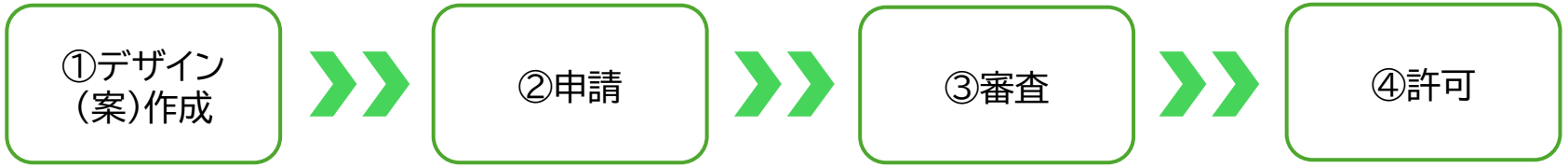

①申請に必要なデザイン(案)を準備する。申請時点で内容が固まっていない場合も、使用イメージが必要。

②申請書に必要事項を記入し①を添付して、五島市文化観光課　観光物産班へ申請する。

③申請書受領後、審査。

④審査後、使用許可通知書を発行。申請者は、許可された使用期間から使用開始する。

2　申請書の記入例

●申請書は、五島市公式ホームページ「まるごとう」からダウンロードできます。

●添付書類について
・キャラクターをどのように使用するのかが具体的にわかるものが必要です。

・申請時点で内容が固まっていない場合は、使用イメージ図でも可能です。

様式第１号（第３関係）

五島市イメージキャラクター使用許可申請書

令和●年　●月　●日

五島市長（あて）

住所又は所在地　五島市福江町１−１
氏名又は団体名　ごとりん株式会社
及び代表者名　代表者　バラモンちゃん
電話番号　０９５９−●●−●●●●

五島市イメージキャラクターを使用したいので、五島市イメージキャラクター取扱要領第３第１項の規定により申請します。なお、使用にあたっては、五島市イメージキャラクター取扱要領を遵守いたします。

使用目的	(1) 販　売 2　広告・宣伝 3　団体内部のみで使用 4　その他（　　）
使用方法	(1) 商品、パッケージ等にプリント 2　宣伝媒体に掲載（　　） 3　その他（　　）
使用期間	令和●年　●月　●日から　令和●年　●月　●日まで ※使用期間は、最長５年までとなります。
使用場所 （使用箇所等）	※販売場合は、販売する場所を記入 ※広告・宣伝の場合は、宣伝媒体が露出する場所を記入（自社ウェブサイト、島内観光施設に掲示等）
添付書類	※キャラクターをどのように使用するのかが具体的にわかるもの（現物・写真・イラスト等）を添付してください。

3　使用可能デザイン（1)ごとりん

●使用可能なデザインは、キャラクターごとに別表のとおりです。

別表（ごとりん）

3　使用可能デザイン（2)バラモンちゃん

●使用可能なデザインは、キャラクターごとに別表のとおりです。

別表（バラモンちゃん）

◀マラソン

◀自転車

水泳▶

1番！▶

ロゴ持上げ▶

3　使用可能デザイン（3）つばきねこ

●使用可能なデザインは、キャラクターごとに別表のとおりです。

別表（つばきねこ）

4　デザイン使用時の注意事項

●別表に定められたキャラクターデザインを正しく使用すること。

【デザインの一部使用について】

　・・・任意の情報（図柄や文字等）を入れることができるエリア

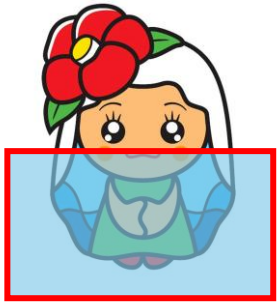

　・・・エリアに入れることができない情報

・商品名、商品画像、価格や商品情報
・事業者名やロゴ、キャラクター
・商品をおすすめする情報（例：これはおいしいにゃん、おすすめです　等）

5　Q&A

Q. デザインを使用するにあたって、使用料はかかりますか？
A. デザインの使用料はかかりません。

Q. 申請から許可がおりるまでの期間はどのくらいですか？
A. 申請の内容にもよりますが、約1週間～10日程度を要します。あらかじめ余裕を持って申請してください。

Q. メールで申請できますか？
A. できます。必要書類のデータを添付し、kankou@city.goto.lg.jpへメールしてください。
メール以外にも、郵送、持参での受付も行っています。

Q. すでに許可を受けたデザインの物件を追加したいのですが、申請は必要ですか？
A. 申請は不要です。ただし、すでに許可された目的及び方法で使用する場合は、その使用について、許可日、許可番号に併せて使用する物件の通知が必要です。

5　Q&A

Q. 使用期間はありますか？
A. 五島市イメージキャラクター取扱要領で、5年を超えない期間と定められています。

Q. 会社や団体等で作成する資料にキャラクターを使用できますか？
A. 会社や団体等の内部のみで使用する場合は、申請は不要です。ただし、外部に配布する場合や不特定多数の方の目に触れる場合は、申請が必要です。

Q. 個人でデザインを使用したいのですが、申請は必要ですか？
A. 限られた範囲で個人的に使用する場合は、申請は不要です。
【申請を省略できる例】
・個人で使用することが目的のオリジナルグッズ。（自身のハンカチに刺繍する。キャラクターデザインの弁当等）
・個人のウェブサイトやSNS等で使用する場合。
・個人で使用する年賀状等。
※営利目的の場合は、申請が必要です。

お問い合わせ先

五島市　地域振興部
文化観光課　観光物産班

〒853-8501
長崎県五島市福江町1－1
TEL：0959-74-0811
FAX：0959-74-1994
Mail:kankou@city.goto.lg.jp